

---

◎発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 追加日程第2、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案の説明を求めます。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第5号、平成26年12月11日白老町議会議長、山本浩平様。議会運営委員会委員長、大淵紀夫。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議5-2をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則の次に1項を加える。14、議員の議員報酬月額が平成27年1月1日から平成27年10月31日までの間に限り第1条の規定にかかわらず議長にあっては、29万2,600円、副議長にあっては、23万3,700円、常任委員会・議会運営委員長にあっては20万7,100円、議員にあっては19万6,650円とする。ただし期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は同条に定める額とする。附則、この用例は平成27年1月1日から施行する。

次に5-3の議案説明であります。白老町議会の議員報酬については議会運営委員会において精力的に議論したと議論してきたところである。議員報酬については議員の活動が常勤化しつつある事態、各階層各世代の幅広い人材の中から議員の選出がされる環境づくりや議員の専門家のためにそれに見合った処遇が必要であり、引き上げるべきであると考えているが本町の厳しい財政状況、財政健全化プランに基づき理事者職員の給与の削減が行われており、この処置を重く受けとめ議員報酬の自主削減を行うべきと判断した。自主削減は議員報酬月額5%の額を削減することとし、期末手当は削減せず現議員の任期中の1月1日から10月31日に限り行うものとする。

次に新旧対照表です。左の欄が改正前、右側が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。以上よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今委員長のほうから議案提案ありました。それで2、3点お聞きしたいと思います。まずここに議員の活動が常勤化しつつある実態こう書いています。これについては前段の委員長報告にも関連してきますけれども、その中ではもっと具体的にいつていますけれども、議員の専門家、常勤化、専門家というよりも専任制という部分も問題です。通年議会導入するときに懸案として十分に議論されていたはず。そしてこれを解決するためにはどういうこ

とがあると提案されて、それぞれの中でやりましょうと。あるいは先送りされているものもあります。報酬等のように大きな問題もあります。そういう中で十分にこのことは通年議会導入については折り込み済みなのです。それなのに導入されてきょうまでいろいろやってきているのにまた再度報酬を上げるときに同じように議員の常勤化している、それ以外にもいわれていることなのになぜ議案提案の事由になったのかお聞きします。

それと各世代の幅広い人材の議員から選出される環境づくり、そして定数が少なくなると町民の意見や声が反映できない、それで議会が活発な議論できない。これは私が前に発議したときに議会運営委員会の中で十分それに対して反論し説明していますからここで申し上げませんが、それでも、それではこの多様な層、当然これは若年者も入っていると思います。婦人もそうでしょう。そういう政治参加のすそ野を広げるのであれば、むしろ定数をふやせばいいのです。そして今の我々がもらっている報酬を今財政厳しいですからそれなりに割りふりして全体の報酬枠を出ないようにする。20名なら20名にして、20名になったら選挙ないでしょう。皆さんが出られるようにする。逆に町はそうするかわからないけど誰でも出られるようにポスター代とか選挙費をある程度見てあげる。やっぱりそういうほうをやって、なぜ出られないから報酬を上げるとかという話になるのか、その辺が十分に議論されたのかどうか。それが1つ。

もう1点で終わります。私は過去の議員報酬の削減の経緯を調べてきました。そうすると平成10年12月の期末手当から毎年ずっとやっているのです。22年12月まで連続したてやっています。これは先輩議員の皆さんの真摯な姿勢だと思います。それが普通のまちになってとって23年1月からこれまで実施されていませんでした。これまでの削減を見ますと平成19年削減額625万7,000円です。このときは多分議員16人か、後亡くなって15人になっています。議員一人当たり39万円、20年にいたっては590万円です。そういうことで21年は469万円、22年度の削減が332万円議員の自主削減額です。今回の削減額は155万円です。議長から議員まで5%です。そういうことで22年以前の削減額を見たらかなりの額で議員みずから身を削っているのです。今回は5%になりましたけれどもなぜ5%にしたのか、その根拠。先輩の議員がこのように身を削って町民に還元しているそういう部分も含めてもっと仮に10%とかそういう議論にならなかったのかと。それと一律ですけれども過去を見れば全部差がついているのです。これがなぜ一律になったのか。その5点を伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。ただいまの質問にお答えをいたしますけれども、常勤化しつつあるというのは当然これはご議論がされていたものでございます。そういう認識は私も十分に持っております。ボランティアかそれとも専任かという議論も十分に行いました。特に通年議会に入るときにはかなり深くやっております。しかし現実的に見たときに以前よりも常勤化しつつあることは事実でございます。我々はその事実に基づいて実際に議会の活動、公なもの、また質問の準備またはそれ以外の町民の皆さんの集会等々に参加する。そういうことを含めて議会議員として常勤化しつつあるという判断をしているということでございます。

それから多様な層を広げるという部分です。定数をふやして報酬を今の中でワークシェアリン

グ的にしたらいいのではないかと。これは私も本当にそう思います。そういうことが可能であればそれはそういうこともいいのではないかと個人的には思っております。しかし現実的な状況の中ですそ野を広げるといのは事実として見たときにやっぱりなかなか大変なことでございます。職業を持っている方が出てくる、若い方が出てくるこういうことでいえば大変なことは事実でございます。当然そういうことが議会運営委員会の中でいろいろなご意見の中でこういう意見がかなりあったことは事実でございます。そういうことに基づいてここはこういう記述にしたということでございます。

それから削減をやってきた。これは多分私の記憶が間違いなければここにいらっしゃる松田議員が議長のとときに一番最初に議会の自主削減をした。このときは当然今ご指摘のとおり議長、副議長、議員それぞれ差がついていたことも事実でございます。現実的には報酬が上がらない中で元に戻ったこと、これはいい悪いは別です。元に戻ったことは事実でございます。我々はその元に戻った時点からどうするかということを考えております。元に戻ったことは今のこととは関係ありませんので。今我々が議論したのは現在の段階で削減されていないという状況の中で議論をしたということでございます。そういう中ではこの報告書にも記述されているように多様な意見が出たことは事実でございます。10%、全くしないほうがいい、いろいろな意見が出ました。それで我々は自主削減をしているところ、これは同じ規模の町村での自主削減をしているところの状況も調べました。4.5%というパーセンテージでございました。これに倣う気は我々は全くありませんでした。しかし参考とはいたしました。そういう中で議会運営委員会の合意を勝ち取る、議会としての合意を勝ち取るという意味で自主削減を全くしないというご意見の方もいらっしゃった中で5%という額を出した。根拠としては先ほどいったようなことで定数と同じように根拠がございません。ですから5%というのはそういう我々の議論の中でそこに到達をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この報酬問題については私は寝耳に水です。報酬の5%カットというのは私は新聞で見ました。本当に報酬カットするという、それこそここに書かれている開かれた議会、それから町民がわかりやすい議会これが議会改革の1つの柱になっているのですが、私はこの報酬の5%削減は寝耳に水。初めて聞きました。私は初めて聞いてもいいのです。しかし5%削減に私はどうも疑問を持ったのです。ということは財政事情が改めて話すまでもないし人口減少も皆そうですが何度も話していますから。しかしながら職員も特別職も病院の医師も早くに削減してみずから身を削っております。私はこの財政再建の特別委員会6月から始まったのですが、このときの一番最初に議員が身を削らずに、議員報酬を削減せずに、再建計画をやる前にやるのが議員の成すべきことなのだとこういう意見を述べております。そういうことで先ほど大淵委員長から私の議長のとときに削減があったといいますが、私はあのときに見野町長がみずから財政が厳しいから15%削減するこういってから、私はよく調べたら11%だったのです。ボーナスが削減しないということで今と同じなのです。ならずと11%。ですから私は議長は11%、副

議長は7%、議員は5%これは本当に私の判断で議員の皆さんにお願いをして削減したのです。それから7年間もまた続いたのです。私はなぜこんなに続くのかと聞いたら削減しないからなのですけれども、私はこの削減を戻すときは、議長の判断で私は判断でやったのだから堀部議長みずから判断しなさいと何度もいったら、堀部議長が22年に判断をして削減を戻した。そういう経緯からいっても、5%この削減は私は町民に顔向けできない削減額だと私はこう思っております。私は少なくとも職員が9.5%身を削っているわけですから職員並みの削減はしてほしかったと。なぜそこに至らなかったのか。このところを委員長に一言お聞きしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。お答えをしたいと思います。今松田議員がいわれた今までの経緯含めてそれは私たちも十分承知をしております。当然今の職員と同じようなという意見もございました。しかしそうではない意見もあったこともまた事実でございます。そういう中で議会が今必要なのは何としても議会が一致をするというこのことが非常に大切なことだろうということが一つございました。

それと議長と議員の差がないのではないかというご指摘もございました。現実的には報酬の差があるということでパーセンテージが同じでもカットされる報酬の金額の差は出ますのでそういうことでいえばそういう処置をとったということです。

それから早くやるべきだったと。実際にこの意見も出ました。もっと早く例えば9月から、10月からやるべきだという意見もございました。しかし結果的に報酬削減につきましては一致を見るのがなかなか難しゅうございました。そういう中でどうにもここまでの中では一致ができなかった。最終の段階で議会全体としての一致を勝ち取るべく努力をした結果、議運での一致をみたということでご理解願えればというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 1つだけお伺いいたします。今の議運の委員長がおっしゃった議会が一致することが大切、つまり議運の一致が大切だとおっしゃったのですけれども、私たち委員外議員に事前に説明とかそういうことをするお考えはなかったのでしょうか。そういう意見はなかったのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 私これはいわないつもりでいたのです。ただ西田議員のところは委員外議員として出席をしてくださいというご案内は間違いなくいっていると思います。出席されなかったわけです。この議論は十分議運の中でやっております。ですからできればそこでご発言を願えれば私たちはその意見も十分取り入れて参酌しその上で結論を出すというふうにしたかったわけですが、そのことが果たせなかったのは私は逆に非常に残念であります。このことはちょっとということをためらっていたのですけれども、最後に直接いわれましたのでそういうことで対応をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今西田議員の話した部分に対する委員長の答弁は事実ではそうでし

よう。ただ深く申し上げませんが、なぜ我々委員外議員は出ないかということは、この審議が始まる前にはこの場でちゃんといっていますのでその辺も理解をしていただきたいと思います。私はこれ以上議論しようとは思っていませんけれども、そういうことは我々ちゃんといっていますからそういうことを踏まえて今西田議員もいったと思います。額面どおりとすればそのとおりですけれども議員懇談会の中でも会派についていろいろありますのでそういうこと踏まえたということだけは理解しておいてほしいと思います。

○議長（山本浩平君）　ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君）　反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。

よって、発議第5号は賛成多数により原案のとおり可決されました。